

保高発 0401 第 1 号  
平成 31 年 4 月 1 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長  
（公 印 省 略）

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する  
政令の一部を改正する政令の施行等について

平素より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 31 年 4 月 1 日より、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 138 号）、平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（平成 31 年政令第 139 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 39 号）が施行されるとともに、平成三十一年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を定める件（平成 31 年厚生労働省告示第 80 号）、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき平成三十一年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十九年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件（平成 31 年厚生労働省告示第 135 号）及び平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（平成 31 年厚生労働省告示第 136 号）が適用されることとされたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、貴管内の市町村（特別

区を含む。)及び後期高齢者医療広域連合に周知いただきますようお願いいたします。

## 記

第1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令関係

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第38条第4項及び第5項の規定に基づき、前期高齢者納付金について、全ての保険者に占める概算負担調整基準超過保険者の割合を100分の6.02とし、全ての保険者に占める特別概算負担調整基準超過保険者の割合を100分の6.92とすること。

第2 平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令関係

1 調整対象給付費見込額に係る率(第1条)

法第34条第2項第2号の規定に基づき、平成31年度における前期高齢者交付金の額の算定に係る前期高齢者給付費見込額のうち、前期高齢者加入率による調整の対象から除外する額を算定する際の基準となる率を100分の155とすること。

2 前期高齢者加入率の下限割合(第2条)

法第34条第5項の規定に基づき、平成31年度における前期高齢者交付金の額の算定に係る前期高齢者加入率の下限となる割合を100分の1とすること。

3 負担調整基準率(第3条)

法第38条第4項の規定に基づき、平成31年度における前期高齢者納付金の額の算定に関し、各保険者の義務的な支出(前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び法定給付費等の合計額をいう。以下同じ。)に対して前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を合計した拠出額が著しく過大とならないよう、負担調整を行う基準となる負担調整基準率を100分の53.614とす

ること。

#### 4 特別負担調整基準率（第4条）

法第38条第5項の規定に基づき、平成31年度における前期高齢者納付金の額の算定に関し、各保険者の義務的な支出に対して前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を合計した拠出額が過大とならないよう、負担調整を行う基準となる特別負担調整基準率を100分の50.04395とすること。

#### 第3 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令関係

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号。以下「算定省令」という。）において、平成31年度より新たに設定される確定負担調整額調整率の算定において大臣が定めることとされている額を公示する規定の追加並びに概算加入者調整率及び確定加入者調整率における補正係数の算定に係る技術的な整備を行うこと。

#### 第4 平成三十九年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を定める件関係

後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第4条第2項及び第4項並びに第5条第4項の規定に基づき、平成30年度の普通調整交付金の金額の算定における調整対象需要額の算定の基礎となる普通調整係数を0.96203870154とし、補正係数を1.06455155179とするとともに、調整対象収入額の算定の基礎となる一人平均所得額を516,187円とすること。

#### 第5 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の規定に基づき平成三十一年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十九年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件関係

算定省令第47条第2項の規定に基づき、平成31年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成29年度における全保険者平均前期高齢者加入率を別添1のとおり定めること。

第6 平成三十一年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件関係

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第一条の三第一号、第一条の八第一号並びに第一条の九第一項第一号及び第二号並びに算定省令の規定に基づき、平成31年度における前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を別添2のとおり定めること。